

放課後児童クラブの諸課題への対応について

1. 放課後児童支援員認定資格に関する基準について
2. 放課後児童支援員等研修等のあり方について

1. 放課後児童支援員認定資格に関する基準について

第5回専門委員会での論点：基礎資格の拡充、基礎資格取得見込者の扱いについて

- 人手不足が深刻である中、放課後児童支援員の量及び質を確保するため、基礎資格について「大学・大学院卒業者において、一定の従事経験をもつ者」を追加したいと考えるが、適当な条件にはどのようなものが考えられるか。
- 基礎資格要件と類似であり、かつ、同等以上の資格を新たに基礎資格に追加することとしてはどうか。
(例) 「学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」とあるため、公認心理師や臨床心理士を加える等。
- 現在、在学最終年度の学生（保育士資格取得を目指す大学4年生等）を「基礎資格取得見込者」として認定資格研修の受講を可能としているが、これを拡げることについて、どのように考えるか。

第5回委員会での主なご意見

- 保育士の受験資格は、大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者ということになっており、放課後児童支援員についても同じように大学3年生から研修受講ができる環境となることで、就活前の学生にとって放課後児童クラブへの進路が選択肢の一つになるのではないかと。
- 卒業と同時に資格取得となることを鑑みれば、大学3・4年生は、就活や卒論等で忙しいので、2年生まで拡大し、時間的な余裕もあるほうが学生の興味にもつながるのではないかと。

(続き)

- 放課後児童クラブに関わっている大学生にとっても、研修の機会を得ることで、専門知識を持ちながらこどもたちと接することにつながるのではないか。
- 認定資格研修を保育士等の養成校に当たる大学の単位に位置づけられたら、人材確保等につながるのではないか。
- 基礎資格の要件緩和だけでは、職員の確保や事業の質への効果が見込めないのではないか。

対応策

放課後児童支援員認定資格に関する基準については、職員の質等に配慮しつつ、基礎資格の要件緩和を進めるべきという意見を踏まえ、以下のように対応してはどうか。

- ✓ 人手不足が深刻である中、放課後児童支援員の量及び質を確保するため、基礎資格において、「大学・大学院卒業（修了）者において、一年間の従事経験をもつ者」を追加する。【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準】
- ✓ 基礎資格の要件として、こども家庭ソーシャルワーカーを加える。【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準】
- ✓ 大学4年生等の基礎資格取得見込者の扱いについては、大学3年生（大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者）から受講が可能となるよう拡大する。【実施要綱】
- ✓ 基準の改正等を踏まえ、令和9年度からの運用を目指す。

(※) 児童館の職員についても、今回の見直しに併せて対応することとしてはどうか。

認定資格研修の受講資格者

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)10条第3項)

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市、中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格 研修ガイドライン」に関するQ & A

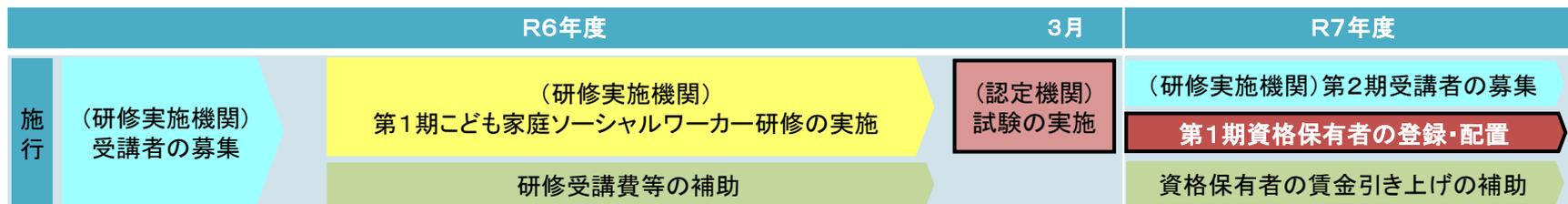
【令和7年4月1日現在】

NO.	事業名	該当項目	質問	回答
4	認定資格研修ガイドライン	3. (1) 研修対象者	「基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等」「等」とはどういったものを想定しているのか。市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準第10条第3項に規定されない資格要件を新たに創設した場合、これに該当する者も対象としてよいのか。	研修を実施する翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。したがって、市町村が条例で新たに創設した資格要件に該当する者は対象とならない。
5	認定資格研修ガイドライン	3. (1) 研修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は、いつから認定資格研修の受講が可能となるのか。	大学等で一定程度学修した者で、研修実施主体（都道府県、指定都市又は中核市。以下、「都道府県等」という。）が適当と判断した場合に可能となる。例えば、大学等の最終学年の在籍や資格取得が見込まれる状況が考えられる。
6	認定資格研修ガイドライン	3. (1) 研修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者が研修を受講する場合、研修修了時点で設備運営基準第10条第3項各号に掲げる基礎資格を満たしていない場合が想定されるが、研修を修了した時点で放課後児童支援員として認められるのか。	認定資格研修修了の効力は、基礎資格を持った時点で有効とする。したがって、研修の実施主体において、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を受講させる場合、受講者が基礎資格を持ったことを確認するまで、修了証の交付を留保すること。また、修了証の研修修了年月日には、基礎資格を満たした日を記載すること。
7	認定資格研修ガイドライン	3. (1) 研修対象者	研修対象者の範囲について。「従事しようとする者」は次年度就職を考えている者を含むということよいか。	基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする意志がある者であれば、研修対象者として含めて差し支えない。よって、次年度就職を考えている者も含むと解される。なお、都道府県・市町村内の放課後児童支援員の充足状況や、研修会の定員を踏まえて、優先順位をつけて研修受講者を選定することは可能と考える。

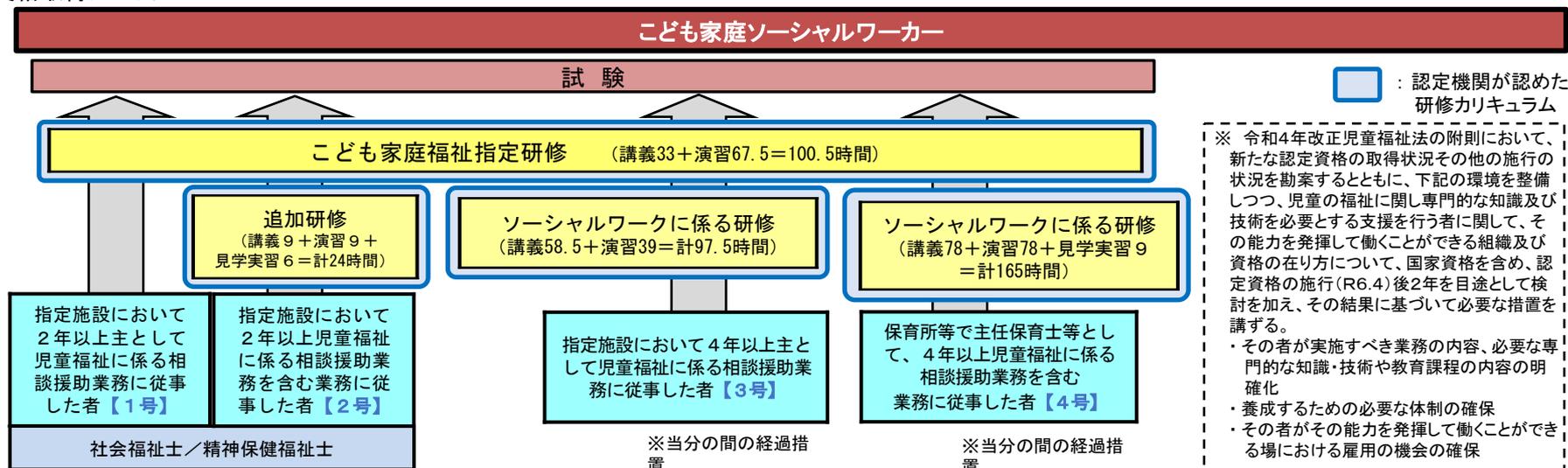
こども家庭ソーシャルワーカーについて

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、令和6年4月より、国の基準を満たした認定機関(※)が認定した**研修等を経て取得する認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)**を導入。 ※一般財団法人日本ソーシャルワークセンター
- 受講者には、こども家庭福祉の現場(児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等)で働いている者など、一定の実務経験を求めており、研修に参加しやすいよう、講義等をオンラインで受講できることとしているほか、研修受講費や賃金引き上げ等に対して補助を行う事業を実施。
- こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司・市町村こども家庭センターの統括支援員・地域子育て相談機関の職員・スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つに位置づけられている。**研修の受講を通じて現任者等が資質の向上を図り、質の高い支援を実施できる人材が幅広い現場で活躍することを目指す。**

<スケジュール>



<資格取得ルート>



児童館に係る法令等の規定内容（目的・機能）

<p>児童福祉法 （昭和22年法律 第164号）</p>	<p>（児童厚生施設） 第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。</p>
<p>児童福祉施設の 設備及び運 営に関する基準 （昭和23年厚生 省令第63号）</p>	<p>第六章 児童厚生施設 （設備の基準） 第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。 （職員） 第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項） 第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。 （保護者との連絡） 第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。</p>

2. 放課後児童支援員等研修等のあり方について

第5回専門委員会での論点：放課後児童支援員認定資格研修について

- 制度化されてから10年以上が経過し、形骸化しているとの指摘がある中で、質を担保する方策を検討すべきではないか。
 - 現状の研修メニューについて、昨今の社会環境等を踏まえると、不要な部分はあるか、あるいは追加すべき事項は何か。
- (例) こども基本法の理念について学ぶ機会を充実させるか等
- 受講者、主催者の負担を考慮した制度内容とするため、例えば一部科目についてはオンラインでの受講を促す等の工夫を示すこととしてはどうか。

第5回専門委員会での主なご意見

- 改めて「認定資格研修」の意義や目的を伝えることが大事ではないか。そのためにも、シラバスの内容に沿った研修となっているか、実施主体等による確認が必要ではないか。
- 講師の質の確保を図ることも重要であり、国で行っている都道府県等認定資格研修講師養成研修事業（以下、「講師養成研修」）のあり方について検討することも必要ではないか。つまり、講師自身の運営指針に関する理解が深まることが、研修の質の担保につながると考えられる。
- 「講師養成研修に参加した上で、各都道府県で講師を担う」という講師育成のルートがあることが、研修の質の担保につながっているのではないか。

(続き)

- 運営指針の改正内容について特に、こども基本法の理念、こどもの権利、こどもの最善の利益に関わることは、認定資格研修の中で丁寧に説明する必要があるのではないか。
- こどもの権利等について内容をしっかりと研修で伝えていくことが大事である。具体的には、16科目を再整理するとかではなく、それぞれの科目の中にこどもの権利等の内容を加えていくことが望ましいのではないか。



対応策

認定資格研修の質の確保のため、

- ✓ 令和7年度補正予算「放課後児童支援員の確保に係る認定資格研修推進事業」において作成するオンデマンド研修動画や、過去に作成した研修教材の活用を促し、改正した運営指針の内容(特に、こどもの権利等に関する箇所等)や、シラバスに準拠した研修内容が各地で実施できるように支援する。
- ✓ 研修講師が作成し、配付等を行う資料については、実施主体等での確認が行われるように、実施要綱を改正する。

第5回専門委員会での主なご意見

- 研修内容によって、オンデマンド配信や、対面で研修効果が違うのではないかと。例えば、オンデマンド配信では繰り返し聞き返すことができることでの効果、対面だとディスカッションしながら進めることでの効果等、それぞれの特徴があるのではないかと。
- オンデマンド配信の研修は、受講者の特定、受講状況の把握が難しいこと等、質の担保の面で懸念がある。丁寧に進めていくことが大事ではないかと。
- 実際に対面で受講できなかった方に関してYouTube等で一定期間、動画を配信し、視聴していただいている。受講者からも積極的な視聴につながっており、一定の効果を感じている。



対応策

オンデマンド配信による研修について、

- ✓ 受講者、主催者の負担を考慮した制度内容とし、従事希望者が受講できる環境を広く整える目的で一部科目におけるオンデマンド配信による研修も可能とするよう、実施要綱を改正する。
- ✓ 合わせて、研修効果を担保するため、受講後のレポートや受講確認等の留意事項についても示すこととする。

第5回専門委員会での論点：放課後児童支援員等資質向上研修について

- 放課後児童クラブに従事する者のスキルアップにつながるよう資質向上研修の研修体系のようなものが必要ではないか。
- 勤続5年目及び10年目を目安に受講することを推奨している一方で、そのカリキュラム等については研修科目の例示等に留めているところ、現認者が繰り返し、研鑽を積む機会とする観点から、国として統一の科目・受講時間等を設定すべきか。
- 受講者、主催者の負担を考慮した制度内容とするため、例えば一部科目についてはオンラインでの受講を促す等の工夫を示すこととしてはどうか。
- 勤続5年目の研修の受講が、処遇改善事業の対象者となるための要件となっているところ、早期退職者が多いことを踏まえ、例えば「勤続3年」の者も受講対象とするなど対象を広げてはどうか。
- これらのことから、それぞれの経験年数に応じたカリキュラム設定について、必要な科目や時間はどの程度であるべきか。

第5回専門委員会での主なご意見

- 体系化について、経験年数に応じたカリキュラム設定が求められているのではないか。
- 体系化を進めることで、都道府県等と市区町村で行う研修内容の整理や、各都道府県等による研修機会の均一化にもつながっていくのではないか。
- 初めに認定資格研修の受講、その後のフォローアップ研修、3年目、5年目と職員がキャリアパスを思い描けるような研修体系となることが望ましいのではないか。

(続き)

- 保育士では、質の向上が処遇に結び付いており、放課後児童支援員にもキャリアアップ研修と併せた処遇改善が必要ではないか。
- オンデマンド配信やオンラインも活用しながら、職員一人ひとりの関心事項や課題が学べる多種多様な研修があることが望ましいのではないか。



対応策

放課後児童支援員資質向上研修について、

- ✓ 資質向上研修と連動する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」は、令和8年度予算案において、これまでの経験年数の段階に、3年目を新たに加える。
- ✓ これに合わせ、キャリアに連動した研修体系（カリキュラム）を検討する。その内容としては、3年目以降の職員、5年目以降の職員、管理者および10年目以降の職員向けの科目と時間等を設定する。令和8年度中に体系化を行い、周知する。
- ✓ その際、ニーズに応じた研修内容の受講機会確保と、研修実施者・受講者の負担を考慮し、オンデマンド配信や、オンライン会議システム等を効果的に活用することを念頭に置いて検討する。

第5回専門委員会での論点：子育て支援員研修専門研修「放課後児童コース」について

- 各自治体の実施率が低い状況において、事業の質を担保しながら取組を促進させるために、例えば、一部科目についてはオンラインでの受講を促す等の工夫を示すことが必要ではないか。
- 認定資格研修との連動を踏まえて、変更すべき点等はあるか。

第5回専門委員会での主なご意見

- 子育て支援員研修は、実施状況に自治体差が大きいように感じる。全てのコースが各自治体で行える状況があれば、受講者の認識が変わったり、選択肢が増えるのではないか。
- 放課後児童支援員認定資格との連動やすみ分けについて、整理が必要ではないか。
- 放課後児童クラブで補助員等で関わっている学生等もこのような研修があることを知らないのではないか。受講メリットについて整理が必要ではないか。
- 放課後子供教室のスタッフには体系化された研修がない。放課後児童コースを活用できると良いのではないか。

対応策

子育て支援員研修 専門研修「放課後児童コース」について、

- ✓ 研修内容の見直し（運営指針の改正内容を踏まえる）を令和8年度に検討することや、子育て支援員研修の活用について周知を図る。